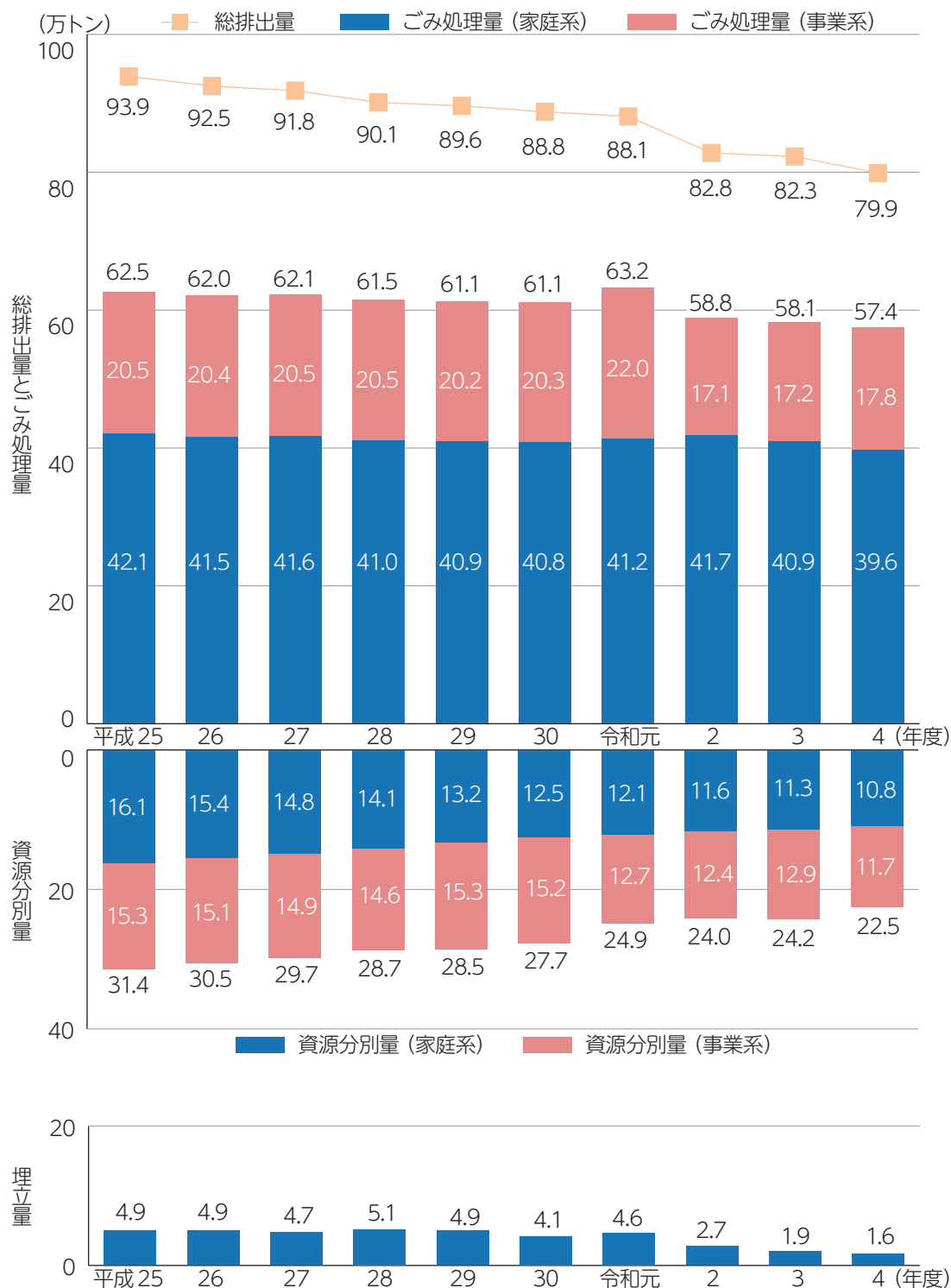


2 ごみ処理量等の推移

総排出量及び資源分別量については、減少が続いています。ごみ処理量については、横ばいの状況が続いておりましたが、令和2（2020）年度以降は減少しています。

埋立量については、令和2（2020）年度に灰の全量資源化を行う北名古屋工場が稼働したことなどにより、減少しています。



※総排出量＝ごみ処理量＋資源分別量

※資源分別量＝市が収集し、再商品化事業者等に引き渡した量＋家庭系・事業系の自主回収量

事業系の自主資源回収量は、事業用大規模建築物（延べ面積3,000㎡以上）の減量計画書の集計をもとに推計

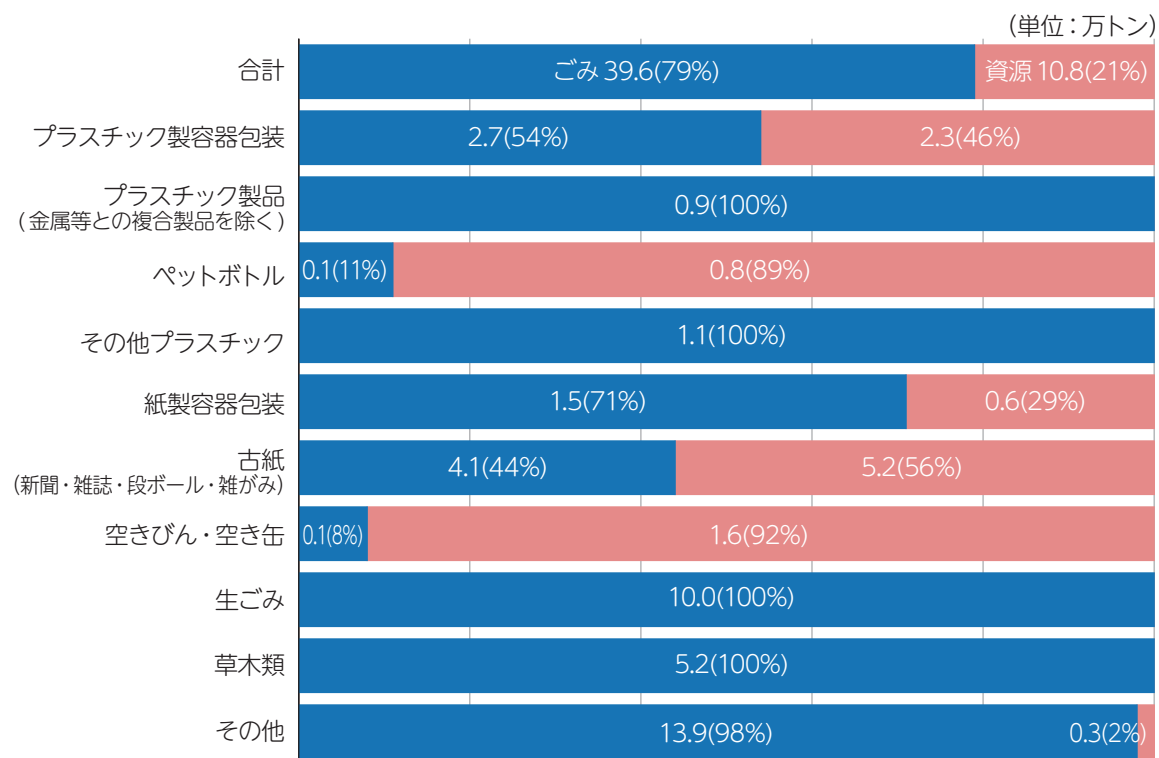
※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

3 ごみと資源の内訳

(1) ごみ・資源の分別状況

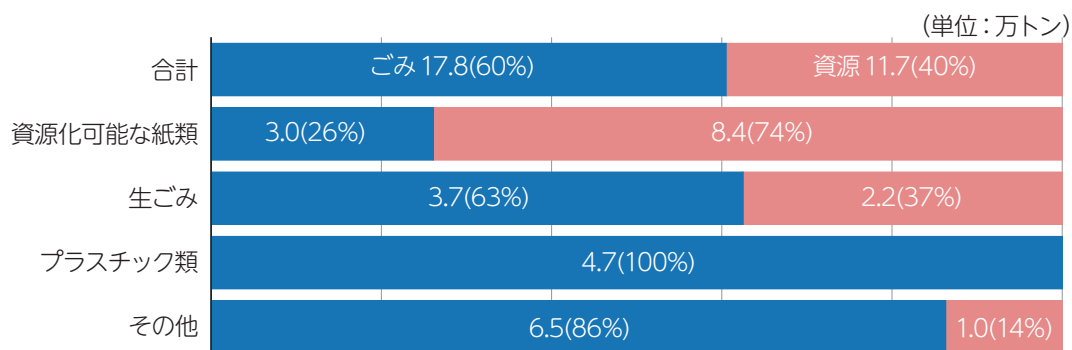
令和4（2022）年度のごみ・資源の内訳は以下のとおりです。

【家庭系】



※ごみの内訳は、「家庭系ごみ細組成調査」により推計
 ※資源の内訳は、市収集分と家庭系自主回収量の合計
 ※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

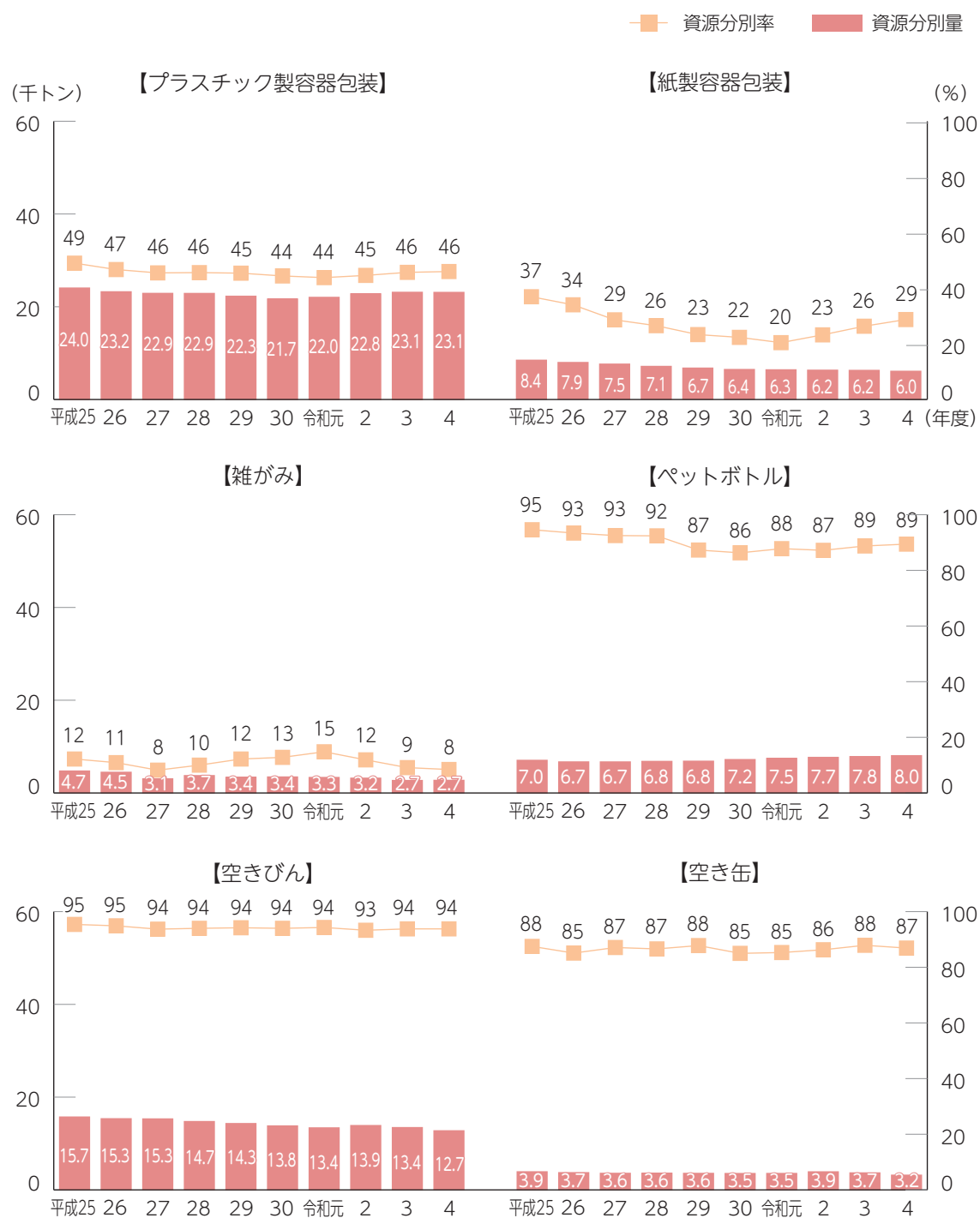
【事業系】

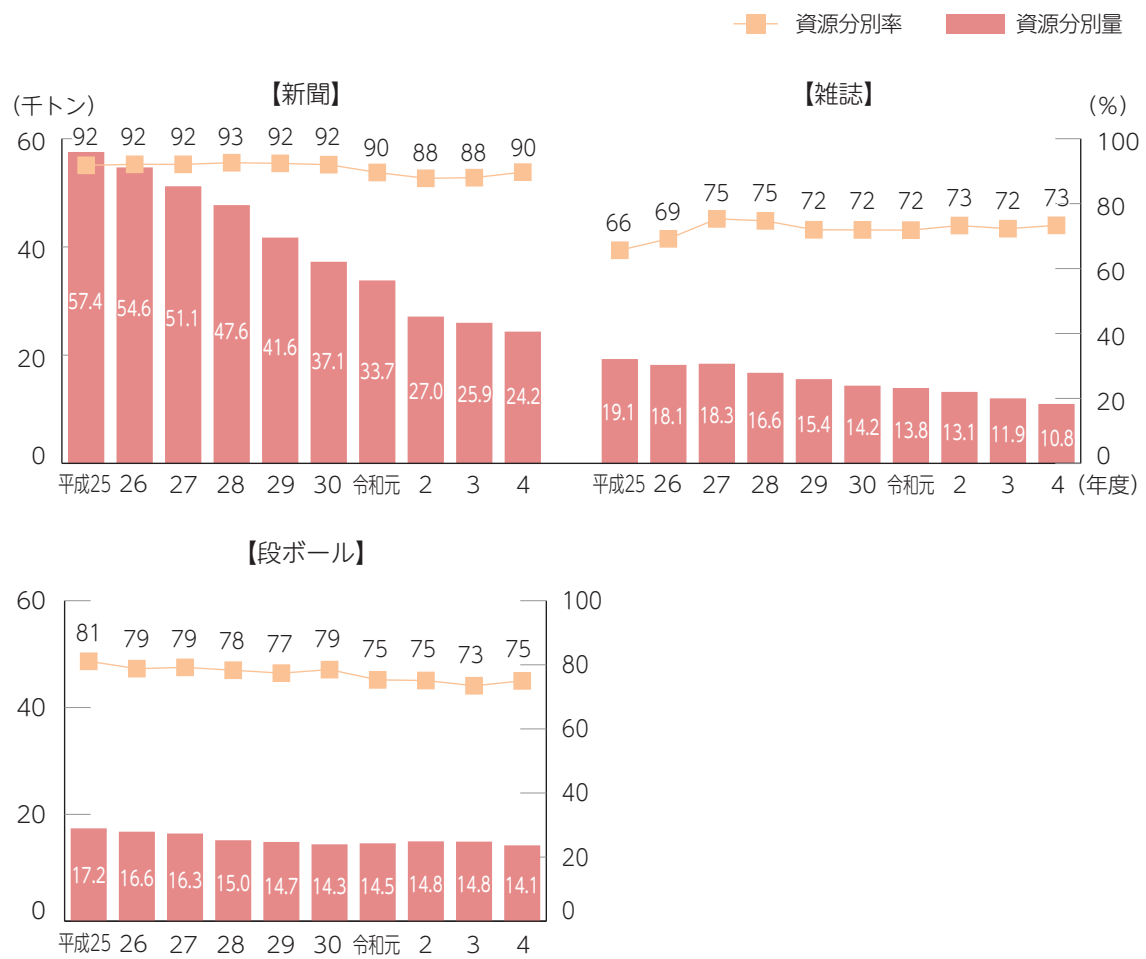


※ごみの内訳は、「事業系ごみ細組成調査」により推計
 ※資源の内訳は、事業用大規模建築物（延べ面積3,000㎡以上）の減量計画書の集計をもとに推計
 ※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) 品目別の資源分別率の推移

プラスチック製容器包装・紙製容器包装・雑がみの資源分別率は横ばいの状態が続いています。一方で、ペットボトル・空きびん・空き缶や新聞・雑誌・段ボールは高い資源分別率を維持しています。





※資源分別率は、品目別に「資源分別量 / (資源分別量 + ごみの中に含まれていた資源の推計量)」により算定
 ※ごみの中に含まれていた資源の推計量は、「家庭系ごみ細組成調査」により推計
 ※資源分別量は、市が収集し、再商品化事業者に引き渡した量と家庭系自主回収量の合計
 ※スーパーマーケット等が独自に回収し、資源化した量を含まない。
 ※雑がみ、新聞、雑誌、段ボールには、紙製容器包装として収集し、選別業者が古紙として資源化した量を含む。

4 ごみ処理・資源化体制

(1) 収集区分及び収集方法

本市では、以下の区分で収集し、処理しています。なお、古紙等については、市民等の自主的な活動により回収されています。

区 分		収集回数	収集方法
市収集	可燃ごみ	週2回	指定袋による原則各戸収集
	発火性危険物		
	不燃ごみ	月1回	事前申込制による原則各戸収集
	粗大ごみ		
	蛍光管・水銀体温計等	随時	拠点回収
	環境美化ごみ		
	電池類	週1回	無色透明の袋による原則各戸収集
	プラスチック資源		指定袋による原則各戸収集
	紙製容器包装・雑がみ		指定袋によるステーション収集
	空きびん		収集容器によるステーション収集
	空き缶		指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集
	ペットボトル		指定袋によるステーション収集
	紙パック	随時	拠点回収
	小型家電・充電式家電		
	食用油		
自主回収	古紙（新聞・雑誌・段ボール等）	実施団体による	集団資源回収（各戸・拠点）、リサイクルステーション、古紙リサイクルセンターでの回収、新聞販売店による回収
	衣類・布類		
	金属類等		

令和6年4月1日現在

このほか、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみについては、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下、「自己搬入」という。）ができるものとします。

また、引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ及び屋内からの運び出しが伴うごみ（一時多量ごみ等）については、市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下、「許可業者」という。）に、収集及び運搬を委託できるものとします。

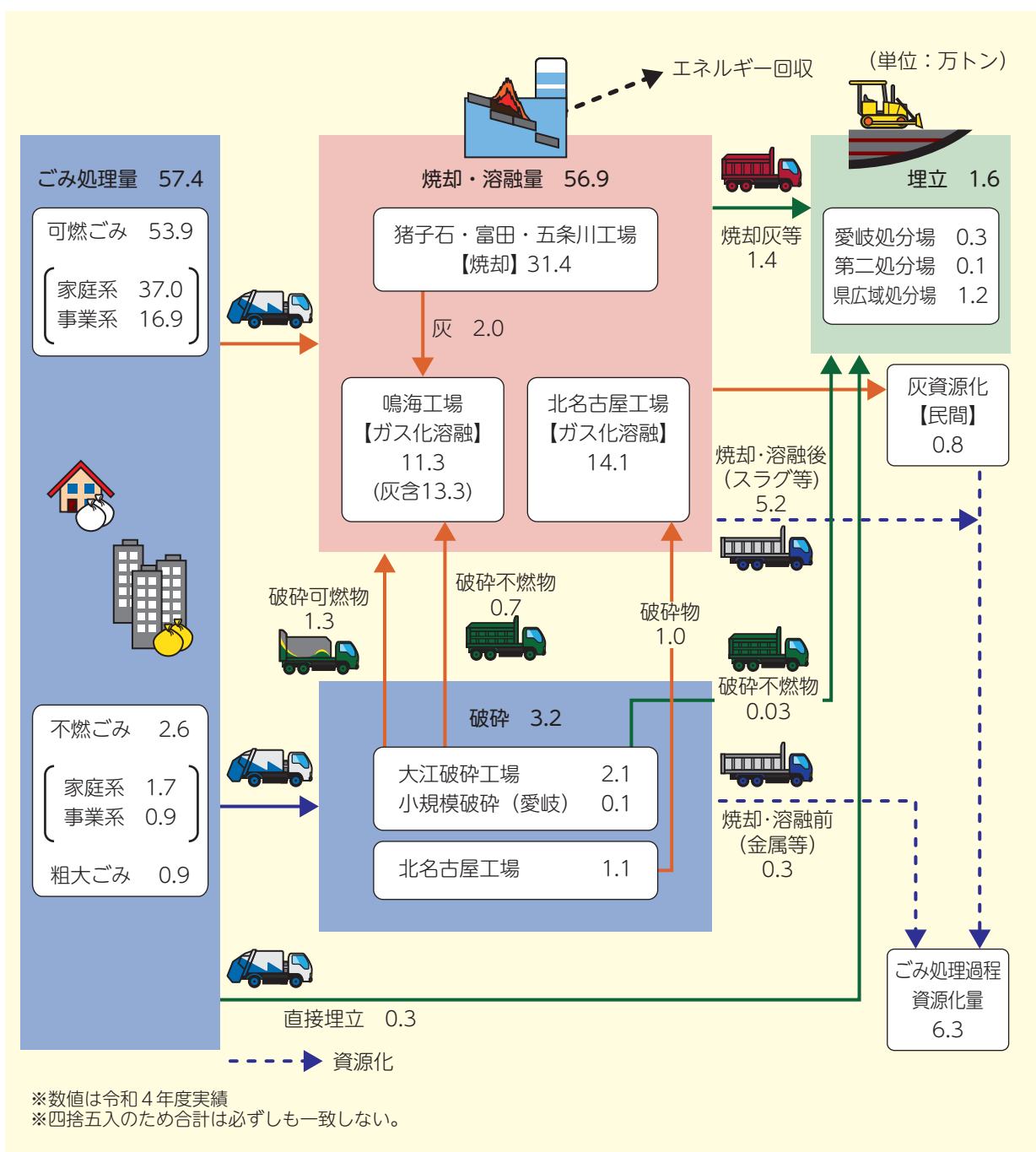
なお、事業活動に伴って排出されるごみについては、自己搬入または許可業者が収集・運搬し、その処理は本市あるいは民間の処理施設で行っています。

(2) ごみ処理の仕組み

可燃ごみは5つの焼却工場で焼却・溶融し、発生した焼却灰は鳴海工場や民間施設で資源化し、一部を埋立しています。

不燃・粗大ごみは破碎施設で破碎し、主に鳴海工場や北名古屋工場で溶融しています。

破碎施設で選別した金属等や、鳴海工場及び北名古屋工場で溶融により発生したスラグ等は、資源として回収しています。

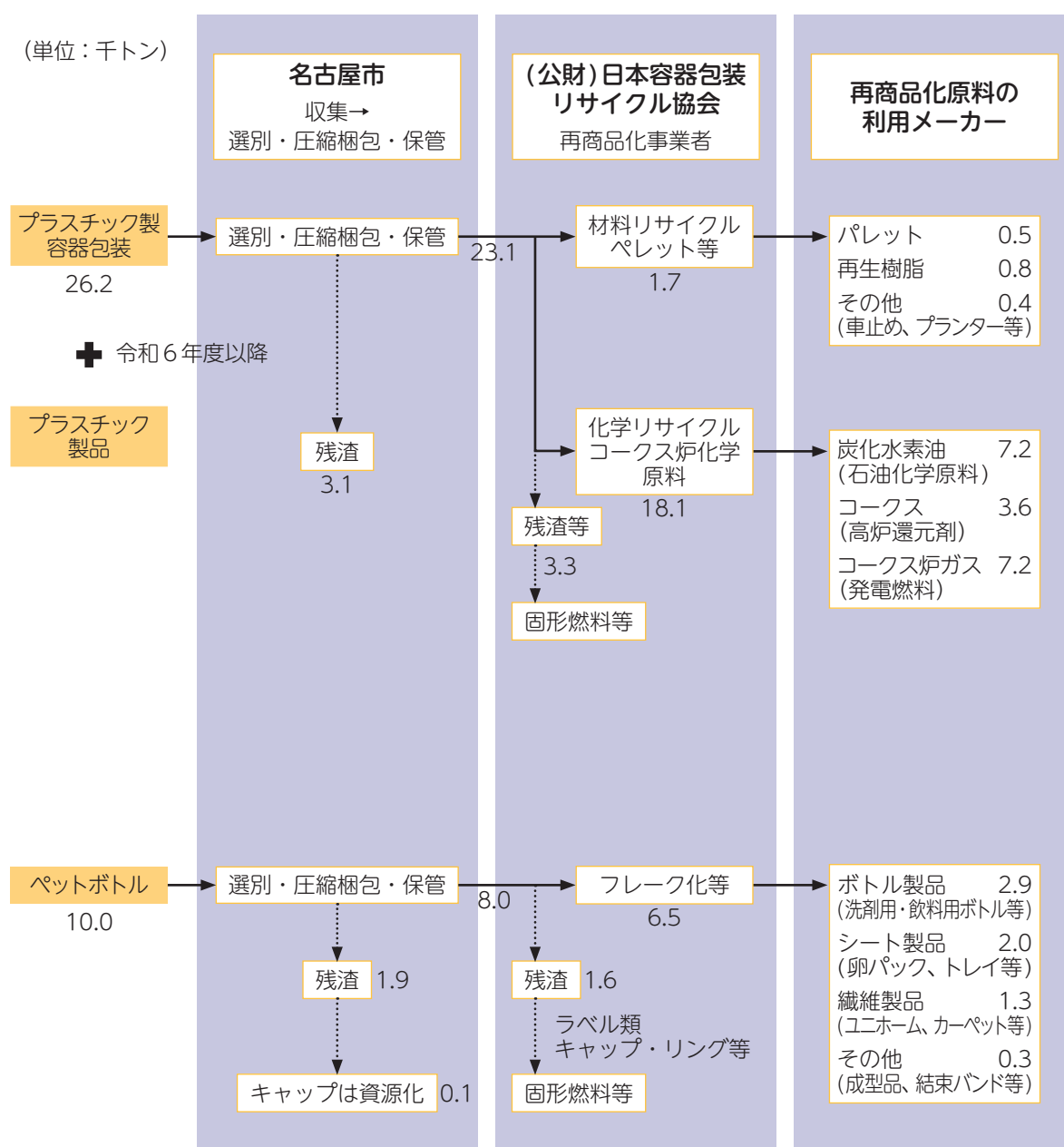


(3) 資源のゆくえ

① プラスチック資源、ペットボトル

市が収集、選別・圧縮梱包・保管し、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化しています。再商品化事業者は、(公財)日本容器包装リサイクル協会が入札で選定しています。

令和6(2024)年度以降は、プラスチック資源の一括収集の実施に伴い、プラスチック製品もプラスチック製容器包装と同様に(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化します。



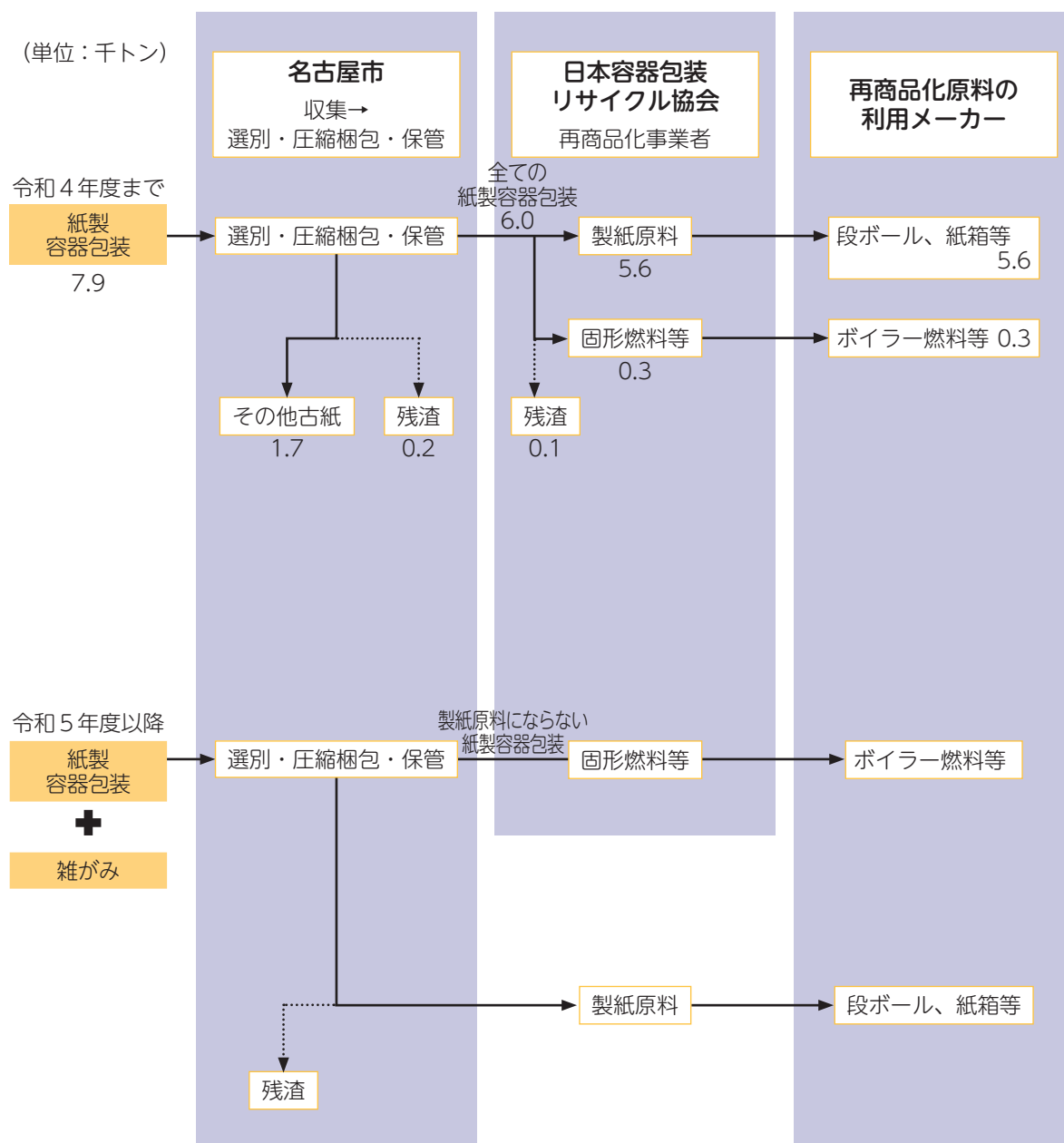
※数値は令和4年度実績

※再商品化事業者の処理量及び再商品化原料の利用メーカーの利用量は、(公財)日本容器包装リサイクル協会資料より推計

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

② 紙製容器包装・雑がみ

令和4（2022）年度までは、市が収集・選別・圧縮梱包・保管し、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化していましたが、令和5（2023）年度以降は製紙原料になるものは民間の古紙ルートに引き渡し、再商品化しています。製紙原料にならないものは、引き続き（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化しています。再商品化事業者は（公財）日本容器包装リサイクル協会が入札で選定しています。



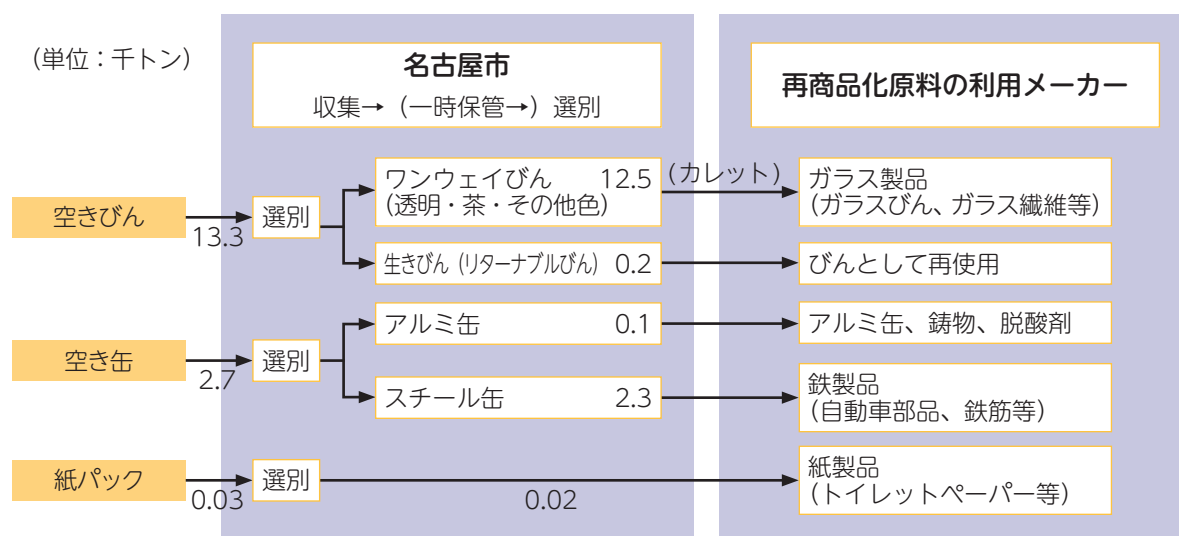
※数値は令和4年度実績

※再商品化事業者の処理量及び再商品化原料の利用メーカーの利用量は、（公財）日本容器包装リサイクル協会資料より推計

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

③ 空きびん、空き缶、紙パック

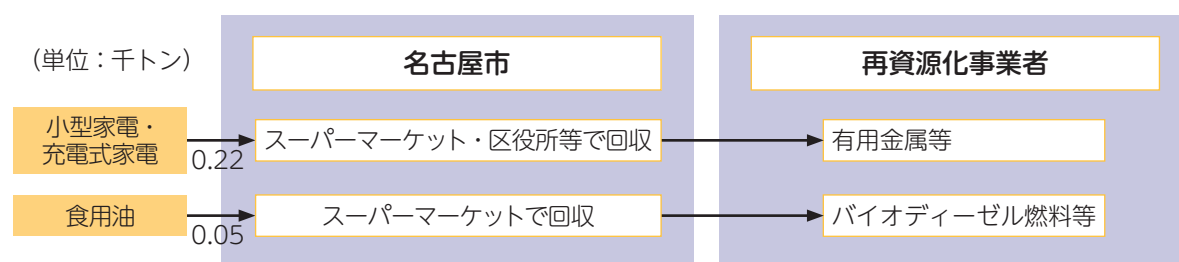
選別等の後、メーカーに出荷され、製品原料として利用されます。



※数値は令和4年度実績

④ 小型家電・充電式家電、食用油

市が回収した後、再資源化事業者により資源化されます。

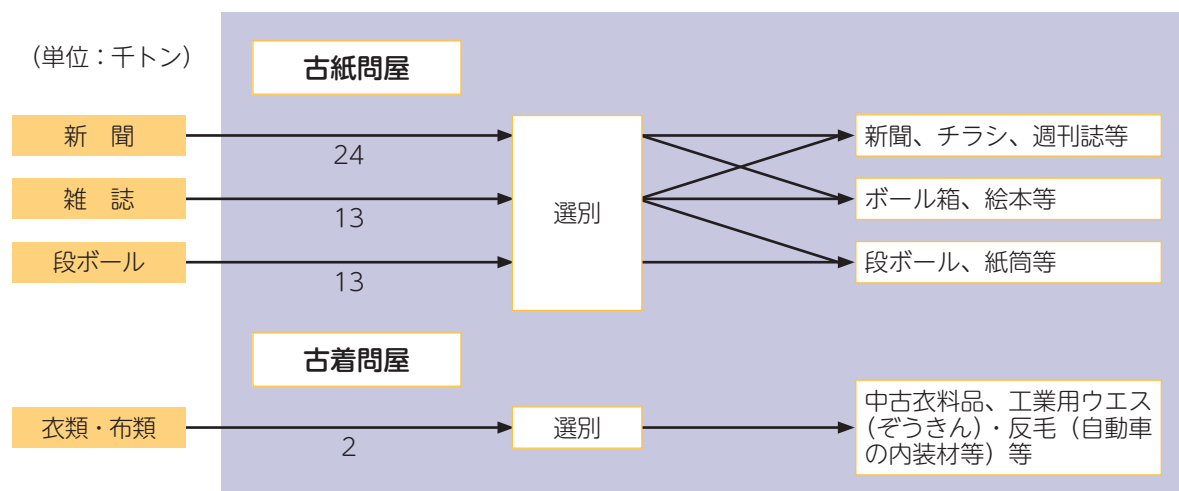


※数値は令和4年度実績

※充電式家電は環境事業所のみで回収

⑤ 古紙・衣類・布類

集団資源回収、リサイクルステーション等で回収された古紙や衣類・布類の資源化の流れは以下のとおりです。



※数値は令和4年度実績

※雑誌には雑誌のみを含む。

(4) ごみ処理施設の概要

ア 焼却工場

施設名	設備規模	所在地	完成年月
猪子石工場	600トン/24h	千種区香流橋一丁目101番	平成14年3月
五条川工場	560トン/24h	あま市中萱津奥野	平成16年7月
鳴海工場	530トン/24h (可燃ごみ等450トン/24h) (他工場焼却灰80トン/24h)	緑区鳴海町字天白90番地	平成21年6月
北名古屋工場	660トン/24h	北名古屋市二子四反地15番地1	令和2年6月
富田工場	450トン/24h	中川区吉津四丁目3208番地	令和2年6月
南陽工場(設備更新中)	560トン/24h	港区藤前二丁目101番地	令和9年3月(予定)

イ 破碎施設

施設名	設備規模	所在地	完成年月
愛岐処分場 小規模破碎施設	20トン/5h	岐阜県多治見市愛岐処分場内	平成5年7月
大江破碎工場	400トン/5h	港区本星崎町字南4047番地の13	平成9年3月
北名古屋工場	50トン/5h	北名古屋市二子四反地15番地1	令和2年6月
南陽工場(設備更新中)	100トン/5h	港区藤前二丁目101番地	令和9年3月(予定)

ウ 埋立処分場

施設名	総面積(埋立面積) 埋立容量(残余容量※)	所在地	開設年月
愛岐処分場	1,090千㎡(252千㎡) 444万㎡(38万㎡)	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	昭和57年7月
第二処分場	21千㎡(11千㎡) 9.6万㎡(6万㎡)	港区潮風町67番地先	平成27年5月

※令和5年4月1日現在

エ 資源選別・保管施設

施設名	設備能力	所在地	完成年月
港資源選別センター	空きびん(選別) 20トン/日 空き缶(選別) 10トン/日	港区正徳町6丁目69番地の1	平成6年3月
西資源センター	空きびん(一時保管) 30トン/日 空き缶(一時保管) 15トン/日 ペットボトル(選別・圧縮保管) 4トン/日	西区新木町61番地及び 十方町36番地の2	平成11年3月
南リサイクルプラザ	空きびん(一時保管) 23トン/日 空き缶(一時保管) 13トン/日 ペットボトル(選別・圧縮保管) 9トン/日 紙パック(選別・保管) 2トン/日	南区元塩町6丁目8番地の5	平成17年3月
鳴海工場内保管施設	空きびん(一時保管) 22トン/日 空き缶(一時保管) 6トン/日	緑区鳴海町字天白90番地	平成21年6月

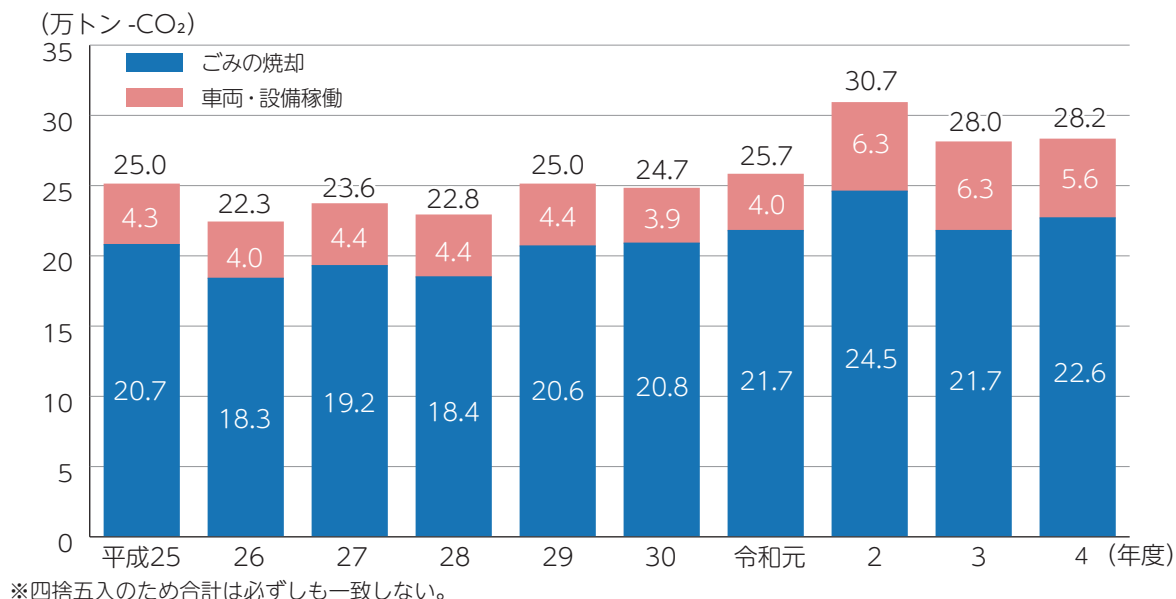
オ ごみ処理施設配置図



5 ごみ処理事業における温室効果ガス排出量等

(1) ごみ処理事業における温室効果ガス排出量

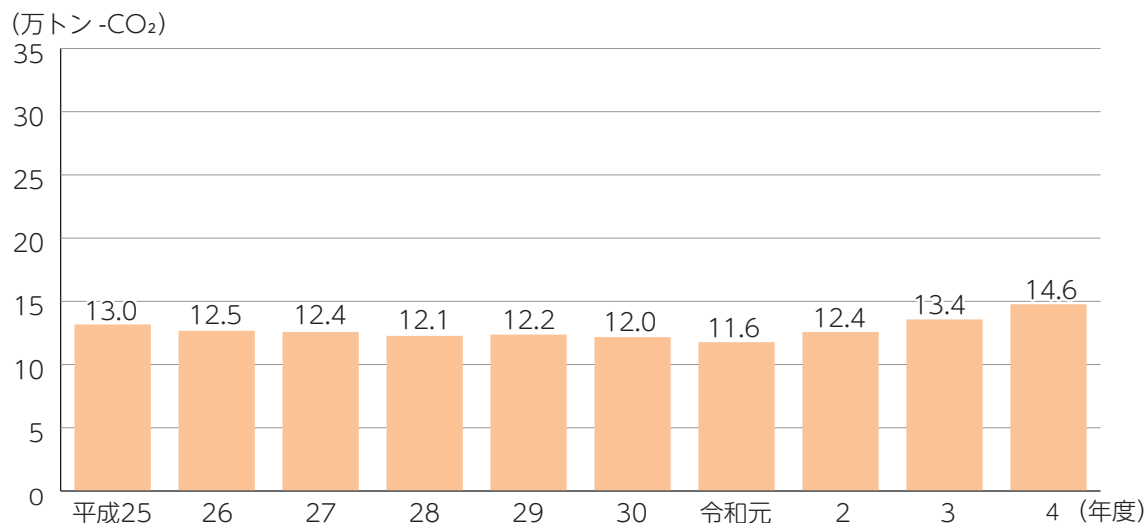
ごみ処理事業における温室効果ガス排出量の推移は以下のとおりです。ごみの焼却や車両・設備稼働に伴い温室効果ガスが排出されており、大半がプラスチック類の焼却に伴い発生する二酸化炭素です。(プラスチックの発生量等についてはP44参照)



(2) 焼却工場における熱エネルギーの有効利用

焼却工場では、ごみを処理するだけでなく、焼却時に発生する熱エネルギーの有効利用により発電しており、この電気は工場内や周辺施設で使用するほか、余剰分は売却しています。

下のグラフは、焼却工場の発電により、電気事業者が発電に伴って排出するはずであった温室効果ガスの抑制に寄与したと考えられる量を表したものです。



「地球温暖化対策推進法」の改正など脱炭素社会の実現に向けた国の動きを踏まえ、本市においてもさらなる地球温暖化対策を推進するため、令和12（2030）年度までに市域内の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度から52%削減することを目標とした「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」を令和6（2024）年3月に策定しました。

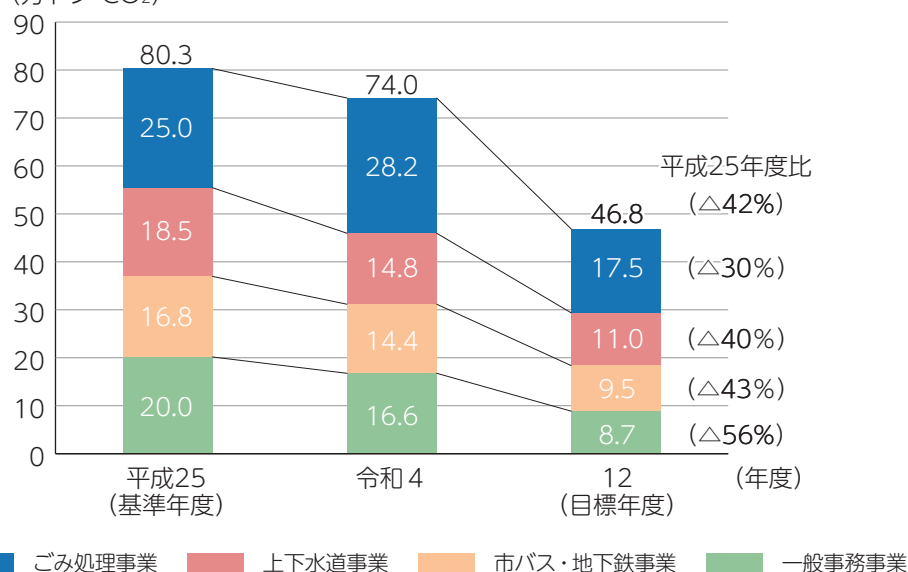
市役所自からも、率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組み、ごみ処理事業においては、本計画（第6次一般廃棄物処理基本計画）に基づき、ごみ処理量を削減することなどにより、温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度から30%削減することを目標としています。

〈市役所の温室効果ガス排出量削減目標〉

(万トン-CO₂)

	平成25年度 (基準年度)	令和4年度	令和12年度目標	
				平成25年度比
一般事務事業	20.0	16.6	8.7	△56%
市バス・地下鉄事業	16.8	14.4	9.5	△43%
上下水道事業	18.5	14.8	11.0	△40%
ごみ処理事業	25.0	28.2	17.5	△30%
全体	80.3	74.0	46.8	△42%

(万トン-CO₂)

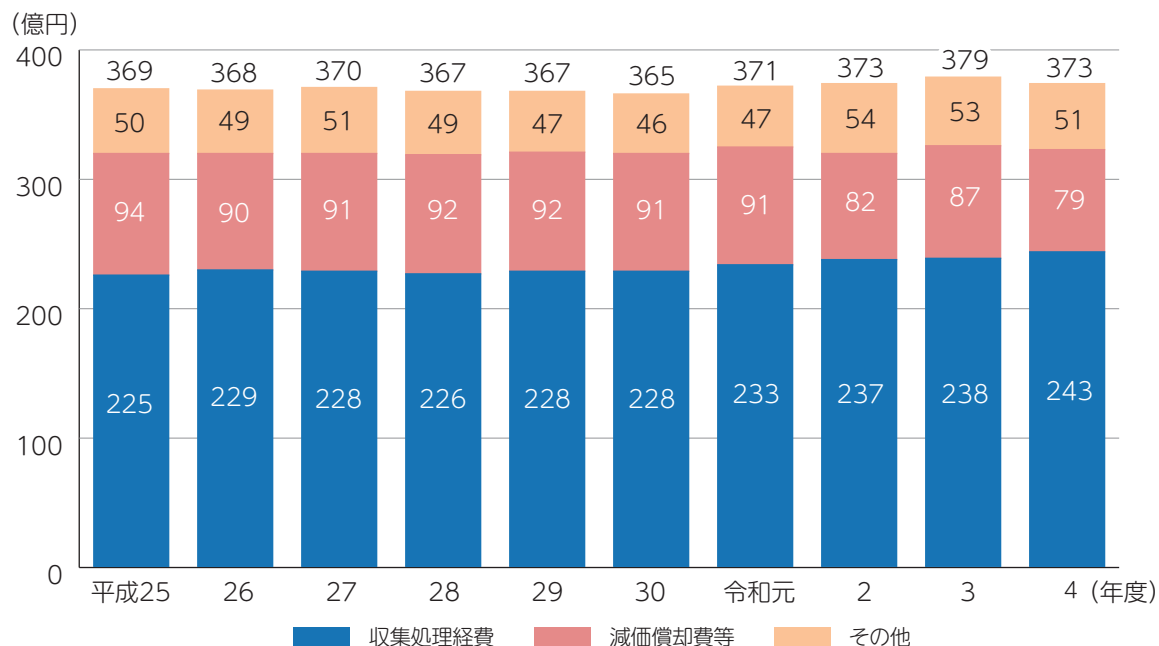


※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

6 ごみ処理・資源化事業に伴う経費

(1) 経費の推移

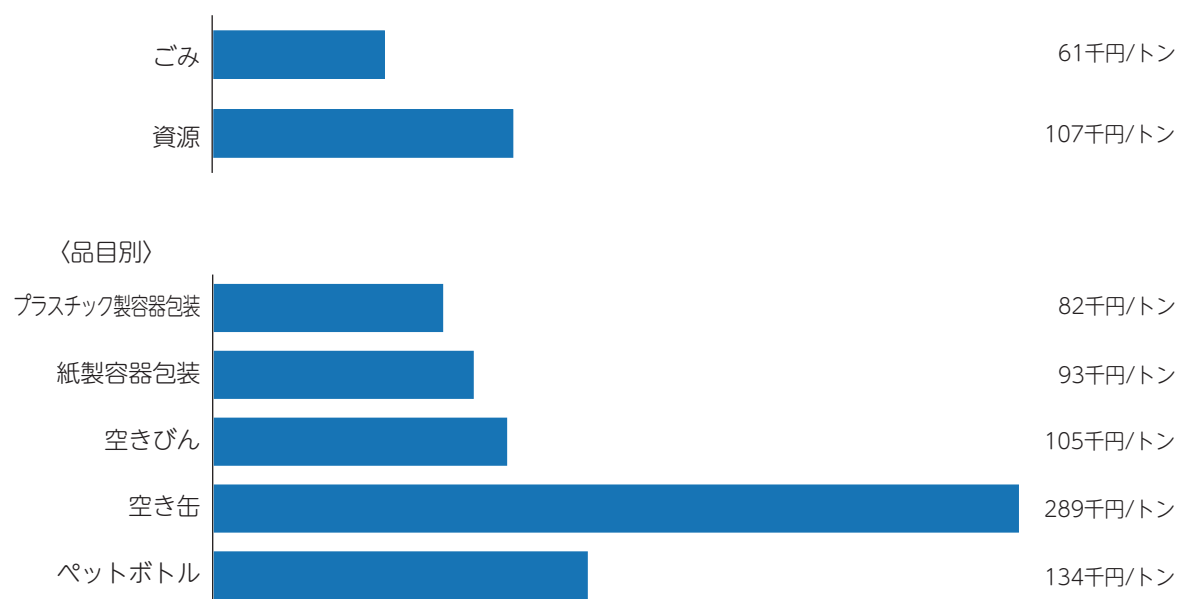
ごみ処理・資源化事業に伴う経費の推移は以下のとおりです。



※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) ごみ・資源の処理原価

令和4（2022）年度のごみ・資源の処理原価は以下のとおりです。



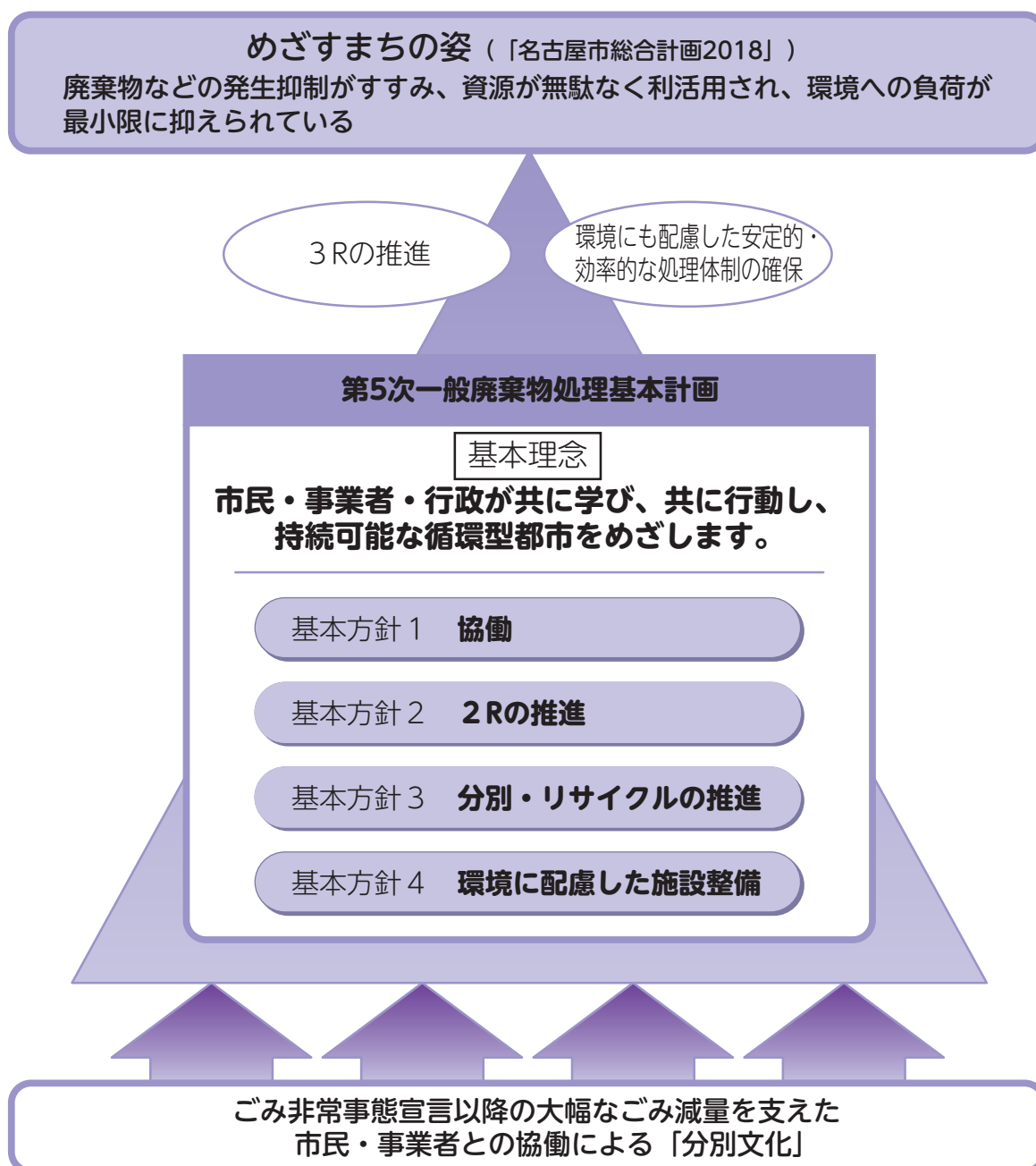
※処理原価とは、1トン当たりの処理経費を算出したもの。
原価要素として、人件費、物件費、減価償却費、起債利子を算出している。

7 5次計画の振り返り

(1) 5次計画の概要

5次計画は、平成11（1999）年2月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者との協働をベースに、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市を目指すことを基本理念に掲げた計画です。

また、「名古屋市総合計画2018」を踏まえた5次計画の目標値を設定し、4つの基本方針に基づいた施策を行い、「廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられているまち」を目指し策定しました。



(2) 5次計画の進捗状況

5次計画の主な指標の進捗状況は以下のとおりです。

指 標	基準年度	現 状	目 標
	平成26年度	令和 4 年度	令和10年度
総排出量	93万トン	79.9万トン	91万トン
家庭系	57万トン	50.4万トン	56万トン
事業系	36万トン	29.5万トン	35万トン
資源分別量	31万トン	22.5万トン	39万トン
家庭系	15万トン	10.8万トン	20万トン
事業系	15万トン	11.7万トン	19万トン
ごみ処理量	62万トン	57.4万トン	52万トン ^{※1}
〈市外分を含む場合〉	〈67万トン〉	〈62.5万トン〉	〈57万トン〉
家庭系	42万トン	39.6万トン	37万トン
事業系	20万トン	17.8万トン	15万トン
埋立量	4.9万トン	1.6万トン	1.5万トン ^{※1}
〈市外分を含む場合〉	〈5.2万トン〉	〈2.0万トン〉	〈1.8万トン〉

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※1 法整備により拡大生産者責任の徹底がなされない場合、ごみ処理量は56万トン、埋立量は2.0万トンとなる。

(3) 5次計画の評価・課題

平成28（2016）年度以降、5次計画の「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」という基本理念に基づき、市民・事業者との協働をベースに、3Rの取り組みを推進するとともに、環境に配慮した施設整備に取り組んできました。

(2Rの推進)

平成13（2001）年5月に市民・事業者・学識経験者と名古屋市で構成する「容器・包装3R推進協議会」を設置し、レジ袋の有料化を実施するなど容器包装の削減を中心に進めてきましたが、「ごみも資源も元から減らす」発生抑制の取り組みを推進するため、平成29（2017）年6月に「食品ロス削減推進部会」を設置するとともに、「2R推進実行委員会」に名称変更を行いました。（2R推進実行委員会についてはP41参照）

使い捨てプラスチックの削減については、市民にプラスチック問題の現状を伝え、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促すため、動画配信による啓発を行ったほか、スーパーやコンビニなどで使い捨てスプーン・フォークなどの辞退を呼びかけました。

食品ロスの削減については、家庭での食材の使いきり・料理の食べきり・賞味期限と消費期限の正しい理解などの周知活動を行うとともに、「フードドライブ」の実施、「食べ残しゼロ協力店」の広報などを行ったほか、10月の「食品ロス削減月間」の取り組みとして、食品ロス削減に関する募集キャンペーンや動画配信による啓発を行いました。

また、リユースの推進については、粗大ごみとして排出されたごみのうち再使用可能な家具類の展示・販売を行ったほか、アップサイクルの認知度向上を図るため、事業者等と連携した啓発イベントを実施しました。

こうした発生抑制の取り組みに加え、新聞・雑誌の発生量が減少したことなどにより、総排出量は目標値を大幅に上回って減少しています。今後は、「食品ロス削減推進法」、「プラスチック資源循環促進法」において、食品ロスやプラスチック問題への対応が求められていることから、本市においても食品ロスの削減やプラスチック資源循環を推進するために重点的に取り組んでいく必要があります。

（分別・リサイクルの推進）

分別・リサイクルの取り組みについては、引き続き保健環境委員をはじめとした地域役員の皆様にご協力いただきながら、分別ルールが伝わりにくい、学生、外国人、転入者等を対象とした広報や分別推進員等による適正排出の周知を行いました。

令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業系ごみが大幅に減少しているほか、家庭系ごみも令和3（2021）年度以降は減少しており、ごみ処理量は目標値達成に向け順調に減少していますが、未だごみの中に多くの資源が含まれています。

今後は、少子化・高齢化のさらなる進行や外国人住民の増加などが見込まれることから、「分かりやすい・分けやすい」分別区分による分別収集を実施するとともに、ターゲットに応じた広報を実施することなどにより、資源分別率を向上させる必要があります。

（環境に配慮した施設整備）

焼却工場の整備については、南陽工場を休止し、北名古屋工場及び富田工場が稼働したことで、設備規模が平準化し5工場稼働で施設整備を進められる体制となりました。整備にあたっては、高効率発電設備の導入などによりエネルギー回収の推進を図りました。

埋立量については、灰の全量資源化を行う北名古屋工場の稼働で埋立量は大幅に減少し、目標値を達成しました。

しかしながら、埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要することから、今後も処分場の負荷を軽減するとともに、環境に配慮した施設整備を進めていく必要があります。

（拡大生産者責任の徹底）

5次計画では、拡大生産者責任の徹底による削減を見込んだ目標値を設定し、国に対して法整備による拡大生産者責任の徹底についての要望を行ってきましたが、未だ法整備には至っていません。（拡大生産者責任についてはP77参照）

そのような状況の中、令和4（2022）年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチック使用製品設計指針の策定や製造事業者等による自主回収促進等の枠組みが盛り込まれるなど、一定の見直しが図られています。

今後も拡大生産者責任の徹底に向け、第2章で整理した本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況・課題などを踏まえながら、国に対して働きかけを行っていきます。